

議案第23号

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例の一部
を改正する条例

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年守谷市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「10人以内」を「8人以内」に改め、第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号を第3号とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

平成31年 3月1日 提出

守谷市長 松丸修久

平成 年 月 日 原案 決

議案	頁数
23号	1

提案理由（議案第23号）

提案の理由を申し上げます。

本案は、守谷市公の施設の指定管理者選定委員会の現委員の任期が本年3月末に満了となることから、委員定数及び委嘱の区分を見直すため、条例の一部を改正するものです。

よろしく御審議の上、御決議のほどお願いいたします。

議案	頁数
23号	2

守谷市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例新旧対照表

改 正	現 行
<p>(委員会)</p> <p>第12条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に 関し審議する。</p> <p>3 委員会の委員の定数は、<u>8人以内</u>とし、次に掲げ る者のうちから市長が必要な期間を定めてこれを委嘱 し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(削除)</p> <p>(2) 市の職員</p> <p>(3) その他市長が適当と認める者</p>	<p>(委員会)</p> <p>第12条 市に守谷市公の施設指定管理者選定委員会（以下この条において「委員会」という。）を置く。</p> <p>2 委員会は、市長の諮問に応じ、指定管理者の指定に 関し審議する。</p> <p>3 委員会の委員の定数は、<u>10人以内</u>とし、次に掲げ る者のうちから市長が必要な期間を定めてこれを委嘱 し、又は任命する。</p> <p>(1) 学識経験を有する者</p> <p>(2) 施設の管理運営について専門的知識を有する者</p> <p>(3) 市の職員</p> <p>(4) その他市長が適当と認める者</p>

議案番号	頁数
23号	3